平成２３年（フ）第１６２号
高知市神田1798番地10
債務者　山本　又山
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９１号
高知県土佐市高岡町甲1784番地24
債務者　田所　映子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８２号
高知県南国市前浜245番地２
債務者　松木　荘太
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８３号
福岡県飯塚市秋松646番地
債務者　瀧本　千絵（旧姓定野）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第８５号
福岡県嘉麻市上臼井1887番地
債務者　山野美代子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１００号
福岡県飯塚市太郎丸1162番地１　ラッキーライフ103、前住所福岡県田川郡福智町神崎1533番地１
債務者　尾崎　貴行
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１０５号
福岡県嘉麻市鴨生122番地25
債務者　柴尾　　希（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１０６号
福岡県嘉麻市馬見193番地
債務者　鎌田　公徳
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２０４号
福岡県久留米市三潴町玉満2820番地１　サンハイツ三潴101号
債務者　ワミレスおおばこと　大庭　美江
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２０８号
福岡県久留米市野中町1132番地１　コーポ湯の坂101号
債務者　早野　重幸
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾67番地　畦無団地25号
債務者　松浦　美香
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
福岡県田川郡福智町伊方4601番地６
債務者　平野恵美子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７４号
福岡県田川郡福智町上野2160番地
債務者　中野　健太
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１２７号
宮崎市大字富吉2687番地３、住民票上の住所宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅４棟12号
債務者　長友　俊治
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３９号
宮崎市佐土原町下田島15150番地
債務者　東良　景子（旧姓蛯原・日髙）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５１号
宮崎市大字大瀬町1688番地６
債務者　丸山　恵美（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９号
宮崎県日南市大字平野1673番地松原第10アパート７号
債務者　池田　良江（旧姓中井戸）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
宮崎県日南市吾田東１丁目９番54号
債務者　黒井　政宏
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係